

第58回寝屋川市障害者計画等推進委員会 要旨

日 時 令和7年10月29日 15:00～17:00
場 所 保健福祉センター 5階会議室1・2
出席委員 足立委員 乾委員 奥村委員 栄見委員 笹川委員 下元委員 杉谷委員
土佐委員 富田委員 林田委員 廣野委員長 北條委員 松尾委員
山下副委員長（名簿順）
欠席委員 上場委員 久澤委員（名簿順）

手話通訳者の紹介

1 開会あいさつ（邑川福祉部長）

お忙しいなか当委員会にご出席賜り感謝する。また、平素より障害福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げる。

本市では国の制度改正等に的確に対応しさらなる障害者福祉施策の推進を図るため、第4次寝屋川市障害者長期計画と、長期計画を具体的に推進する第7期寝屋川市障害福祉計画・第3期寝屋川市障害児福祉計画を策定し、各々の計画に基づく各種施策、事業に取り組んでいる。また、来年度には第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定をすすめることになる。委員のみなさまには当委員会での活発なご発言、ご議論をいただくとともに、今後の本市の障害者施策の推進にご協力を賜るようお願いする。

委員のみなさまのご健康、ご多幸を祈念し、開会のあいさつとさせていただく。
(あいさつの後、公務のため退席)

会議成立の報告（委員16名中14人の出席により会議が成立したことを報告）

2 委員紹介（委員の交代により新たに委嘱した松尾委員（中島委員の後任）、上場委員（岸谷委員：当日は欠席）を事務局が紹介し、松尾委員が自己紹介）

資料の確認（当日配付資料として、委員名簿、愛情のバトン事業の実施に関する資料を配付）

3 案件審議

- (1) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における令和6年度の取り組み実績について
- (2) 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における令和7年度の取り組みについて
(廣野委員長)

案件審議に移りたい。案件(1)、(2)について、事務局より一括して説明をお願いする。
(事務局 資料1～4、当日配付資料に基づき説明)

[補足事項]

- ・今回は資料に関する質問票を事前に募り、2人の委員からご提出いただいた。ご質問への回答は資料の該当箇所でさせていただく。

(質問への回答)

- ・資料1で精神障害者の年齢別割合が65歳以上で減少している要因は、介護保険サービスを利用する人が多くなることがひとつではないかと推測している。
- ・資料2の就労移行支援事業について、令和6年度の精神障害者の利用者の年間の実績合計は1,018人だが、事業を利用して就労につながった人数は把握していない。また、精神障害者施設入所支援の年間の延べ人数は10人である。

- ・資料4のNo.28について市に対して事業所連絡会の会場の提供などの運営協力や参加に関するご意見を、また、No166について移動支援の委託料の見直し、書類の簡素化や利用条件の緩和のご意見を質問票でいただいたが、個別に協議させていただく。
- ・資料4のNo.166について、行動援護従事者研修や強度行動障害支援者養成研修は市独自の実施は今のところ考えておらず、実施する府から依頼があれば各事業所に周知する。
- ・昨年度の委員会でいただいた、手帳がなくても利用できるサービスがあることもふまえて障害者数を把握することについては、次期計画を策定するなかで検討していく。また、同様にご質問のあった就労継続支援A型から一般就労に移行した人数は令和6年度は11人、避難行動要支援者名簿に登載している障害者は対象者の44%である。
- ・資料3について、主な障害福祉サービス等は概ね利用が増加傾向にあり、なかでも就労継続支援や共同生活介護は増加が大きい。
- ・資料4はPDCIサイクルでの計画の推進とその管理を行うためのシートであり、府内関係課や自立支援協議会で取り組んでいる。
- ・資料4のNo.25について、事業所の業務効率化や就業環境の改善等を目的に、令和6年度はICT導入モデル事業（タブレット等の機器の導入）を実施し、今年度は介護テクノロジー導入支援事業（ICT機器や見守り機器の導入）を実施する予定である。
- ・資料4のNo.144の市における障害者雇用の実績について、令和6年度から正規職員以外に任期付職員としての採用を開始し、令和6年12月に3人、令和7年4月に5人を採用した。
- ・「愛情のバトン」と「親なき後サポートノート」は長年、問題となってきた親なき後の問題に対応するよう、令和4年度に実施した当事者の方へのアンケートをふまえて作成したもので、「サポートノート」は親なき後のことを考えるうえでの情報と決める項目を記載している。一方、「愛情のバトン」は親の思いを支援者に引き継ぐ方法として検討したもので、障害福祉課に提出していただければデータとして保管し、必要時に支援する事業所に渡して依頼するかたちにしている。

(廣野委員長)

事務局の説明について、質問や意見があれば出してほしい。

(朽見委員)

資料3について、放課後等デイサービスと計画相談支援の事業所数を教えてほしい。

(事務局)

事業所数は手元に資料がない。

(朽見委員)

後日に教えてほしい。資料4のNo.70に関して、私の子どもは計画相談の支援員と日々の支援について相談しているが、セルフプランの人も多いと思う。その割合を教えてほしい。また、市はセルフプランよりも計画相談を利用してほしいという思いがあるかを確認したい。

(事務局)

セルフプラン率は、令和6年度末で障害者は5割強、障害児は6割強と把握している。市としてはなるべく計画相談を受けていただきたいと思っているが、セルフプラン率が年々高まっているのが実情である。

(朽見委員)

さきほど説明された「愛情のバトン」や「親なき後サポートノート」も、計画相談の方が利用率が高まると思う。計画相談を増やす努力が必要だと思うので、推進してほしい。

(事務局)

計画相談で普段から密に関わる支援者がいるのは大事なことで、セルフプラン率を下げたいと思うが、それぞれの家庭の事情を把握できるスキルが必要なので、数だけ増やすということではなく、事業所のご協力をいただきながらすすんでほしいと考えている。重度の人は計画相談がついている人の率が比較的高いと思うので、広がっていってほしい。また、親なき後の支

援は親御さんの思いをキャッチしてすすめていきたいので、必要なことやできることを考えながら取り組んでいきたい。

(朽見委員)

No. 101のようにマイナンバーをデータとして活用するのはよいと思うが、知的障害のある子どもがマイナンバーを取得してもだれが管理するかという問題があり、親としては不安がある。寝屋川市でもDXがすすんでいるが、特に重度の知的障害のある人でデジタルを使いこなせる人は少なく、非常に不便になっているのが実際のところだと思う。アナログの部分も併用するなどしないと暮らしにくく世の中になってしまふので、推進には賛成できない。

保育所の入所のオンライン申請は「平等にする」という説明だったが、それが本当に平等なのか。あかつき・ひばり園に指定管理制度を導入するときの話しあいでは、寝屋川市の療育はいままでどおりに守るということだったが、どんどん崩れていっており、最近の実情ではあと10年経って障害のある子どもが大きくなつたときに、どういう生活をしているかが不安である。昨年度の市との懇談では障害児には保育所で優先的に加配を付けるということだったが、守られておらず、加配が付かずに入所保留の人が2人出たと聞いた。これが合理的配慮なのか。市の手法はまったく理解できない。

また、No. 180の「トイレ環境を整備」とは、どんな内容なのか。

(事務局)

不衛生な環境にならないよう、担当の防災課で必要数の簡易トイレを確保したと聞いている。

(朽見委員)

担当課に聞いて回答してほしいが、車いす利用者は簡易トイレは使えない。学校には多目的トイレが整備されてきているので、障害のある人の避難室を近くにつくることなども担当課に伝えてほしい。トイレは障害のある人にはとても大事なので、平時から考えてほしいと思う。

(廣野委員長)

担当課に確認するとともに、他の意見や要望も検討してほしい。

(笹川委員)

避難行動要支援者名簿の作成は市の義務なので、100%の障害者に通知していると思うが、自己申告なので読んでも捨ててしまっている人もいる。聴覚障害者で作成している人は10%もないと思っているが、障害者全体での作成している人の割合を知りたい。また、個別避難計画は施設に通っている人だけ作成できると聞いているが、この点についても確認したい。資料4に相談支援ネットワークをつくると書かれているが、いろいろな災害が起きていることもふまえ、防災ネットワークもつくる必要があると思う。交野市では障害者も含めてだれでも使えるトイレトレーラーを2台購入したと聞いたので、寝屋川市でも購入してはどうか。

(事務局)

避難行動要支援者名簿を作成している障害者は、障害福祉課で把握している対象者の44%である。その他のご意見については担当課と協議する。トイレトレーラーを交野市が購入されたことは承知しているが、本市では購入の予定はなく、災害時に利用できる協定を結ぶ方向で検討していると聞いている。個別避難計画は在宅生活者の避難に対する意識の高揚も目的として作成するものであり、施設だけでなく、在宅の人が中心になると思っている。そのなかで、重度の人を優先することなどを検討しているところである。

(笹川委員)

避難行動要支援者名簿を作成したうえで、避難ルートや災害時の支援者を記載する個別避難計画の作成の希望を申し出ることはできるということか。

(事務局)

検討会議で段階的にすすめている状況で全市民を対象とするには至っておらず、個別避難計画の共通の様式を配布するところまではいっていない。ご自身でそのような計画をつくって支援者に持っていただくことは問題ないが、市で預かる窓口はない。

(笛川委員)

状況は了解した。

(乾委員)

避難行動要支援者名簿について、民生委員に預かってほしいという話を市からよく聞くが、各種団体がもっと協力しないと民生委員だけでは対応できない。他市では自治会と連携して推進しているところも多く、寝屋川市でも弱者に対する支援について各種団体との話を重ねていくことが必要だと思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

本日は担当課が出席していないが、障害福祉課では担当課と連携して福祉サービス事業者向けの防災研修を行っており、近々にそうした機会があるので、防災ネットワークのことも含め、いただいたご意見をお伝えしたい。

(奥村委員)

事前に質問した精神障害者の施設入所支援について、令和6年度は10人との回答だったが、何人が入所を希望し、相談に来たうえでの実績なのかを把握しているか。家族会の会員にも、疲弊して入所を希望しても受け入れてもらえない現状があり、親なき後でなく、今、困っていて、本人を残して家族が家を出たケースが過去5年間ぐらいで2件ある。

(事務局)

本市での施設入所の待機者は身体障害、知的障害、精神障害の合計が令和6年度末で48人である。

(奥村委員)

障害別の待機者数を確認することができるのであれば、後日に教えていただけすると嬉しい。

(土佐委員)

今回の委員会では、視覚障害に配慮して前もって資料のデータを送るなどの配慮をしていたとき感謝している。あわせて、委員会で発言される際には、委員も事務局も立場がわかるよう言つていただきよう、基本的なこととしてお願いする。また、事務局の回答について、答えにくい事項は声が前に出ていなくて捉えにくいので、答えられないと堂々と言つてほしい。私は中途失明で、みなさんの声を頭のなかで漢字に変換しながら聞いているので、伝えようという気持ちがなければ、何を言っているのかを聞くのに必死になってしまってもったいない。

資料4に関して市で採用した障害者数が説明されたが、障害別の人数を知りたい。また、いろいろなところに合理的配慮をお願いしていることはわかるが、重度障害者の就労を補助する人の費用を内容によっては出してもらえるようになった事業が寝屋川市では導入されていない。視覚障害者の就労は、あんま、マッサージ、はり、指圧しか考えられていなかった時代からパソコンの普及などによって幅が広くなっているが、どうしても手伝ってもらわないといけないことはある。そのことについて話しあいたいが、重度障害者等就業支援事業がなくてテーブルにも乗れない状況なので、検討してほしい。

防災に関して、市が作成した防災バンダナはどのような障害があるのかがわかつてもらえるので重宝しており、他の人にも薦めているが、1年半ほど前に障害福祉課にもらいに行くと在庫がないと言われた。現在はどうなっているか。また、防災バンダナは持っていても持ち歩いている人は希だが、各避難所などに置く検討はしているのか。

(廣野委員長)

会議の運営についてはお詫びしたい。私も気をつける。

(事務局)

防災バンダナは現在は配布しているので、必要な方がおられたら連絡をお願いする。また、各避難所にも置いている。

市で採用した人の障害別の人数は答えにくいが、募集は種別を問わずに行っている。

(土佐委員)

- 避難所に置いている防災バンダナの数を把握しているか。
- (事務局)
数は把握していない。
- (土佐委員)
資料をガイドヘルパーに読んでもらった際に意味がわからなかつた用語が4つあったので、他の質問がなければ教えてほしい。
- (廣野委員長)
4つであれば伺う。
- (土佐委員)
資料1で、精神障害者数が手帳所持者数と公費負担対象者数の2つに分けられているが、違ひは何か。
- (事務局)
精神障害者は精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても医療費の助成を受けることが可能だが、その人全員が手帳を所持しているわけではないので2段書きで表記している。
- (土佐委員)
資料2の療養介護を利用しているのはどのような人か。
- (廣野委員長)
療養介護は病院に入院している人に給付される自立支援のサービスで、私のまわりでは筋ジストロフィーの人などが受けている。
- (土佐委員)
資料2の地域活動支援センターのI型とII型の違いは何か。
- (事務局)
I型は精神障害の人を中心とした居場所的なサービス、II型は訓練などをしている事業所だが、富田委員から補足をお願いしたい。
- (富田委員)
2006年に障害者自立支援法ができたときに地域活動支援センターのI型、II型、III型がつくられたが、III型は寝屋川市にはない。I型は寝屋川市では元々あった精神障害者地域生活支援センターを相談と居場所的な事業の2つに分けて社会福祉法人みつわ会が1か所運営されており、食事や居場所を提供し、長時間の利用が難しい人が家から出る事業として利用されている。II型は元の障害者デイサービスが変わったものであり、寝屋川市には入浴ができるところはなく、機能訓練や短時間の活動メニューが利用されるかたちで、現在は私が所属する事業所を含めて3か所あるが、市町村事業なので市ごとにメニューが決められていて、内容が異なる。
- (廣野委員長)
I型には精神保健福祉士の必置義務があるが、II型にはないという違いもある。
- (土佐委員)
III型はどういうものか。
- (富田委員)
いろいろなタイプがあり、元々は共同作業所として運営されていたところが多いが、全国的にも減っていて、大阪府内でもほとんど聞かない。
- (土佐委員)
資料3の重度障害者等包括支援はどのような人が利用するのか。
- (廣野委員長)
ALS(筋萎縮性側索硬化症)等で非常に障害が重い人に医療と福祉を一体的に提供するサービスで、事業所は少ない。
- (富田委員)
大阪府で実施しているのは私が所属する事業所だけだが、委員長が説明されたALSの人を

対象としたⅠ類型と、知的と身体の最重度（区分6）の障害がある重症心身障害者の在宅生活を、日中の通い、ヘルパーの派遣、泊まりをトータルで包括的に支援するⅡ類型、行動障害が著しい方が利用するⅢ類型がある。

(廣野委員長)

富田委員の適切な補足に感謝する。土佐委員に質問していただいて、われわれも勉強できた。(笛川委員)

富田委員の説明を聞いて精神障害関係の支援が多いとわかったが、身体障害者のセンターはないのか。また、それはなぜなのか。

(富田委員)

それは私ではなく、市に答えてもらわないといけない。

(事務局)

さきほどは委員のご質問への回答として精神障害の方のサービスについて説明したが、すべての障害に対して、必要なサービスを設定して提供している。身体障害者センターは身体障害者福祉法で市町村に設置が義務づけられていたが、現在は法律が改正されて、センターもなくなってきていると思う。

(廣野委員長)

市のホームページには寝屋川市立身体障害者福祉センターが掲載されている。

(事務局)

名称は残っているが、提供しているサービスは地域活動支援センターⅡ型であり、いわゆる身体障害者福祉センターという位置づけではない。

(富田委員)

事前の質問で精神障害の手帳所持者数が65歳以上で減っている理由を聞かれたが、先日の自立支援協議会の精神障害者部会でも市から数字を出してもらって検討した。その際、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、もう少し細分化してみると60～64歳から激減しており、介護保険サービスの利用が原因ではないのではないか。ただし、保健所でもその理由はわからず、手帳のメリットが少ないので自立支援医療の利用だけになっている可能性などもあるので、来年度は自立支援医療の年齢別集計も出して検討することを補足させていただく。

また、令和6年の制度改正により、昨年度から今年度にかけて寝屋川市でも就労継続支援A型事業所の廃止が続いている、雇用型のA型から非雇用型のB型に事業変更したところも増えている。そのため、障害者の失業が増えたと全国紙の新聞にも書かれているが、寝屋川市でもかなりの人が失業され、行き先がなかつたり遠方に通わざるを得ない状況が起きている。一方、寝屋川市では就労移行支援事業所の定員はすべてで充足されておらず、利用者がほぼいない事業所も出てきている。今年の10月から新たに就労選択支援事業がスタートして障害者就労のしくみが変わってきており、自立支援協議会でも9月に勉強会を主催し、いろいろなところで働きたい障害者をサポートする取り組みを行っている。

全国紙には、先週、通学時の支援の状況の調査の結果も掲載されていたが、政令市、中核市で実施しているのは約36%と出していた。寝屋川市ではニーズはあっても実施されていないが、隣接する枚方市では積極的に実施されている。移動支援は委託料の単価の問題もあり、最低賃金が上がるなかで市も事業所も頭が痛い問題である。土佐委員が言われたように、仕事をしている人への支援者の派遣も大阪府内でもいくつかの自治体が実施しているが、寝屋川市は取り組んでいない。

また、全国紙には精神疾患の方の措置入院、長期入院の方の退院計画の作成状況の調査結果も示されていた。精神障害の長期入院者の退院支援は、計画には書かれているもののこの委員会では話題に上らず、保健所や障害福祉課が府とも協議して実態の数字を把握してほしいとずっとお願いしているが、すすんでいない。

医療的ケア児について、災害に関する意見も出たが北河内7市で日常生活用具事業に医療的

ケア児の災害時の非常用電源の給付がないのは寝屋川市だけであり、避難所や大阪府の訪問看護ステーション協会が拠点ステーションに配置されたりもしているが、事業実施を待てないで購入されている人も多い。市がこの情報を知っているのかも、今年度、自立支援協議会等で医療的ケア児について議論しているなかでいろいろな疑問があり、子育て支援課と障害福祉課と横の連携の問題も含め、こうした課題には課や部を跨いで協議してほしいと思っている。

令和6年度の制度改革への対応は大変だと思うが、行政としてしなければならないことは、速やかに一つひとつ取り組んでほしいと思う。朽見委員が指摘されたセルフプラン率についても、先日の国の委員会で本人が望まないセルフプランは減らすと明言されており、どう減らしていくかの実務的な議論を民間ともしっかりとコミュニケーションを取ってしてほしいと思う。

(廣野委員長)

終了時間が迫っているので、意見については事務局で検討してほしい。

精神障害者保健福祉手帳の話が出たが、知的障害者の療育手帳も年齢が上がるほど取得者が下がっており、手帳ができたときの年齢や生活の状況からメリットを感じたかどうかが関連する可能性があると思う。つまり、療育手帳は1973年にでき、しばらくはあまり役に立たなかつたので年齢が高い層では取らないままの人もいるが、精神障害についても同じような状況があり得るかもしれないと思ったので、私の研究分野から補足させていただく。

時間がきたので、以上で本日の委員会の案件を終わりたい。事務局から連絡事項を伝えてほしい。

(事務局)

次回の計画推進委員会は来年度を予定している。来年度は計画の策定年度にあたるので5回ほどの開催を予定しており、第1回は6月ごろの予定である。日程はあらためて連絡させていただくので、よろしくお願いする。

(廣野委員長)

最後に山下副委員長に閉会のごあいさつをお願いする。

4 閉会あいさつ（山下副委員長）

資料が多くすべては理解できていない面もあるが、議論を通じて知識が吸収できていることはありがたいと思う。本年度は1回だけだが、来年度は計画を立てるにあたってみなさんのご意見を聞かせていただきたい。本日の議論に感謝する。

(事務局)

以上をもって終了する。ご出席に感謝する。

(閉会)